

統一的な基準による財務書類の作成について

1 はじめに

地方公共団体の活動は、市民の皆さまからいただいた税金を活動資源とし、住民福祉の増進等を目的としており、予算の議決を通して議会による民主的統制の下に置かれています。このため、地方公共団体の会計は予算の適正かつ確実な執行に資する「現金主義会計」が採用されています。「現金主義会計」は単年度における現金収支の管理であり、決算書もこれに基づいて作成されています。

一方で、厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすため、全国の地方公共団体は、総務省からの指針に基づき、発生主義会計、複式簿記といった企業会計的手法を活用した「総務省方式改訂モデル」、「基準モデル」、「東京都方式」などにより財務書類を作成してきました。

企業会計的手法による財務書類は現金主義による財務書類と比較し、これまでに整備した社会資本（資産）の状況や今後返済すべき地方債等（負債）の残高など、ストック情報が「見える化」されました。しかしながら、複数のモデルが存在するため、地方公共団体間の比較が難しいことのほか、本格的な複式簿記の導入が進まない、固定資産台帳の整備が十分でないといった課題がありました。

このような状況の中、平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示され、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体がこの基準により、固定資産台帳を整備、および財務書類を作成するよう要請されました。

茅ヶ崎市では、平成19年度決算から総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成し、公表してきましたが、総務省からの要請を受けて平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成し、公表しています。

2 平成27年度以前の茅ヶ崎市財務書類4表からの変更等について

財務書類の作成において、総務省方式改訂モデルから「統一的な基準」への移行に伴い、以下の変更等がございます。

(1) 固定資産台帳の整備

総務省方式改訂モデルでは、決算統計などの既存の資料の数値を使用して、固定資産を評価し、財務書類を作成しておりましたが、「統一的な基準」で

は、財務書類作成のための補助簿として、所有する全ての固定資産の情報について記載した固定資産台帳を整備しています。

このことにより、個別の資産毎に取得価額や耐用年数等の情報を備え、取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々の資産毎に管理することが可能になります。また、固定資産台帳は、将来的な公共施設の老朽化対策等のマネジメントへの活用においても利用可能なものとなります。

(2) 歳入歳出データ等による複式仕訳の導入

総務省方式改訂モデルでは、決算統計などの既存の資料の数値を使用して、財務書類の各科目の金額を算出しておりましたが、「統一的な基準」では、歳入歳出データ（個別の伝票データ）や各種原簿・台帳などから複式仕訳を行い、作成した各会計帳簿から誘導的に財務書類を作成しております。個別の伝票データに対してそれぞれ仕訳を付与することで、予算科目単位等で集計した金額を用いた仕訳とは異なり、詳細な仕訳が可能となったため、従来よりも正確なコスト情報等の把握が可能となります。

なお、複式仕訳の方法については、期末一括仕訳、日々仕訳がありますが、本市では期末一括仕訳を採用しています。

(3) 財務書類4表の様式及び各科目の変更

「統一的な基準」では、財務書類4表の様式及び各科目が見直され、官公庁会計独自の科目を残しつつも、より企業会計の財務諸表に近いものとなりました。これにより、従来よりも可読性が向上し、市民のみなさまにより理解しやすい内容になりました。また、「統一的な基準」による財務書類の作成は、全国の地方自治体に要請されていることから、複数の基準が混在していた従来よりも団体間の比較可能性の向上が期待されます。

3 財務書類の概要

財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの表があり、概要は次のとおりです。

(1) 貸借対照表 (BS : Balance Sheet)

貸借対照表は、茅ヶ崎市が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対照表示した一覧表です。

(2) 行政コスト計算書 (PL : Profit and Loss statement)

行政コスト計算書は、1年間（4月1日から翌年3月31日まで）の行政活動のうち、福祉給付やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、その行政サービスの対価として得られた収入額の財源を対比させた計算書です。

(3) 純資産変動計算書 (NW : Net Worth statement)

純資産変動計算書は、貸借対照表内の「純資産の部」に計上されている各数値が、1年間でどのように変動したかを表している計算書です。

(4) 資金収支計算書 (CF : Cash Flow statement)

資金収支計算書は、歳計現金（資金）の出入りの情報を、性質の異なる3つの区分に分けて表示した計算書です。

4 財務書類4表の関係

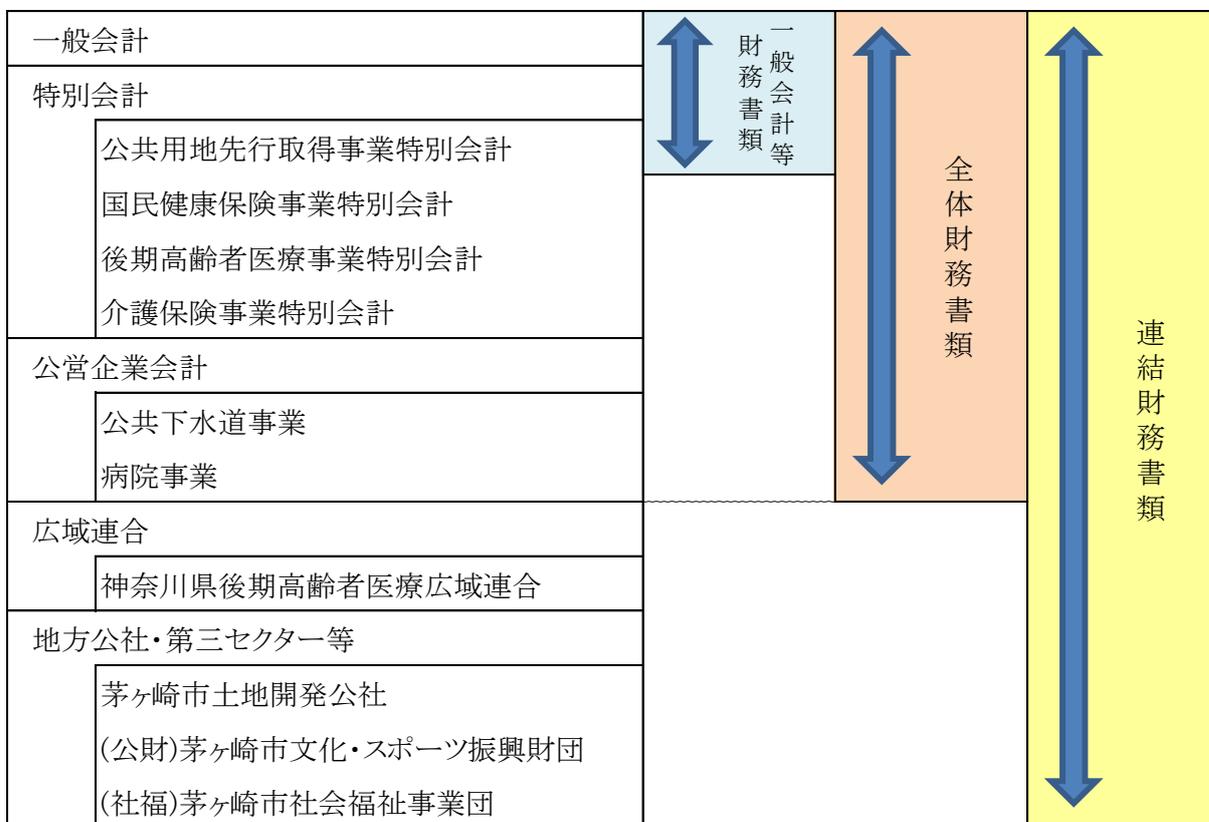
財務書類の4つの表はそれぞれが連動しており、相互関係を示すと以下のとおりとなります。

財務書類4表の関係



5 対象となる会計範囲

統一的な基準による財務書類の対象範囲は以下のとおりです。



6 作成基準日

作成基準日は、会計年度末（3月31日）とし、当該年度の出納整理期間（4月1日～5月31日）における収支は、作成基準日までに決済したものと整理します。